【令和8年度】

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に係る随意契約の公表

R8.10.22時点

契約の内容	契約の相手方に必要な資格	契約の相手方の決定方法	見積書の記載及び提出方法	担当課室所名	備考
増田庁舎 暖房用ボイラー運転業務	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定するシルバー人材センター （派遣者は二級ボイラー技士免許を有する者）	随意契約	１時間当たりの単価 担当課に持参	増田地域課	令和8年10月末　契約予定